

世界と日本の金融排除・金融包摂の動向

小関 隆志

はじめに

- 1 金融排除の概念と背景
- 2 欧米諸国における金融排除・金融包摂
- 3 日本における金融排除・金融包摂
- 4 研究・政策への示唆

はじめに

本論文は、世界と日本における金融排除および金融包摂の動向を整理することを目的としている。金融排除や金融包摂に関する研究は、日本ではまだあまり進展をみせていないため、概念とその背景から議論を始め、次いで欧米諸国と日本における状況や政策、研究を概観し、今後の研究や政策に与える示唆を述べることにしたい。

本論文は金融排除や金融包摂をなぜ取り上げようとしているのか。近年日本では、貧困や生活困窮が深刻な社会問題として認識され、関連の政策や研究、運動が進んでいるが、そこにおける主な関心事は就労・就学による経済的自立や生活保護などの公的扶助、住宅の確保などであり、低所得者や生活困窮者の抱える金融の問題は固有の社会問題としてまだ十分に可視化されていない。多重債務問題や奨学金問題といった個々の問題は提起されるが、金融制度全体の問題として、さらには社会的排除との関連で認識されることはあまりない。そのため、金融排除という視角から日本の現状を包括的に捉え、金融包摂の政策を構築することの意義を示したいと考えている。

1 金融排除の概念と背景

(1) 金融排除の生じた背景

金融排除の概念については次項で説明するが、金融排除が生じた背景は多くの論者の見解がおおむね一致している。主なものを挙げれば(a)金融自由化、(b)社会保障の後退・労働市場の変化と所得格差の拡大、(c)社会生活の金融化である。

(a) 金融自由化：1980年代に欧米諸国では金融の規制緩和が進み、金融業界への新規参入が急増し、1990年代には過当競争に入ったことから、銀行は富裕層に対しては預金金利引き上げや有

利な資産運用などで優遇する一方、経費削減のために、不採算の地域では支店を閉鎖し、低所得者の口座開設や融資に消極的になった (Leyshon and Thrift 1995, Carbo et al. 2005 など)。

銀行が業務の効率化を進めて競争力・収益力を高めるためにとった戦略は、「階層化」「自動化」「証券化」というキーワードに表される。階層化とは、顧客を年収や信用度などのデータをもとに分類し、低リスクで収益の見込める階層（プライム層）に対しては豊富な金融商品を集中的に提供して長期的な関係を築く一方、高リスクの階層（サブプライム層）に対しては高い金利や手数料を搾取するという方法である。自動化とは、銀行が「標準的な顧客」のパターンを設定し、一定の条件を満たす顧客には機械的に一定の金融サービスを提供するという方法である。伝統的には、銀行が顧客との信頼関係や地域の状況に関する暗黙知を基礎として、顧客が置かれている個々の状況やニーズを汲み取って対応してきたが、個別に対応する労力を削ることで経費の削減になる。証券化は、銀行が発行した住宅ローンなどの債権を証券会社に転売し、証券会社は大量の債権をまとめて、多様なリスクの債権が混合された証券として投資家に販売するものである。銀行は直ちに債権を転売するため、貸倒リスクを回避して利益を確定できる上に、顧客の個々の状況を見極めてニーズに対応する必要もなくなる。その結果、銀行から高リスクと自動判定され、サブプライム層に分類された顧客は、高い金利や手数料のサービスしか選択肢が与えられなくなる (Carbo et al. 2005, Baradaran 2015)。アメリカの銀行の多くは伝統的に小規模で地元密着の「コミュニティ銀行」であり、顧客との顔の見える関係を強みとしていたが、1990年代以降の銀行間の競争激化と銀行の州際業務解禁により、銀行間の合併と全国規模の銀行による寡占化が進み、銀行と顧客との関係は遠ざかっていった (Leyshon and Thrift 1995, Baradaran 2015)。

(b) 社会保障の後退・労働市場の変化と所得格差の拡大：ヨーロッパ諸国では福祉国家の後退に伴って政府が年金・保険など社会保障の予算を抑制し、社会サービスの民営化を進めた。また労働市場では正規雇用の割合が減少し、雇用が不安定化した。その結果、所得格差が拡大した (Kempson et al. 2000, Carbo et al. 2005)。

(c) 社会生活の金融化：社会生活を営む上で多様な金融サービスを利用することが必須となり、金融サービスを使えないことで不都合が生じる。また社会保障の後退により、失業や病気、離婚などに際して低所得者は多額の負債を抱えがちとなる。すなわち生活上の困難はお金の問題として顕在化する (Gloukoviezoff 2007)。

(2) 金融排除の定義と形態

金融排除 (financial exclusion) の概念は、Leyshon と Thrift が 1995 年に最初に提唱して以来、多くの研究者がそれぞれに定義してきたが、研究が進むにしたがって概念の流動化がみられるようになった。

Leyshon と Thrift は「金融排除とは、ある社会的グループや個人が金融システムにアクセスすることを妨げる過程」(Leyshon and Thrift 1995) と定義した。これは、銀行が激しい競争の中で収益力強化のために、不採算の地域から支店を撤退し、また低所得の顧客を冷遇して高い手数料を徴収するといった現象が 1990 年代以降のイギリス・アメリカで顕在化し、低所得者や低所得地域住民が銀行の金融サービスから事実上排除されたという問題を指摘したものである。

「排除」という用語は、誰かが何らかの社会サービスの利用を禁じられ、あるいは社会関係から孤立していて、それは許容できないことであり解消されるべきだ（すなわち包摂が望ましい）という規範概念を伴っている。では金融排除は、どのような金融から「排除」されることを指すのか、またそれは何ゆえに問題視されるのか。

一つは主にイギリス・アメリカなどのアングロ・サクソン諸国にみられることだが、信用度の低い（主に低所得の）消費者が銀行（主流の金融機関とかフォーマルな金融機関などとも呼ばれる）で取引ができず、消費者金融や小切手換金業者など（オルタナティブ金融機関とかインフォーマルな金融機関などとも呼ばれる）を利用し、高い金利や手数料を徴収されるという問題がある。そのため、銀行へのアクセスができずに不利な金融サービスを利用せざるを得ないことが問題だと考えられたのである。したがって「排除」は金融サービス全般からの排除というよりも、相対的に有利なサービスからの排除という意味合いが強い。もう一つはフランスのように社会生活を送る上で銀行の基礎的な金融サービス（口座振込など）が必須という制度的環境がある場合、口座がなければ就職や家賃支払等の基礎的な生活ニーズも満たせないのも、全ての人に金融サービスへのアクセスをユニバーサル・サービスとして保障する必要が生じる。

こうしたことから、銀行へのアクセスの有無という固定的な二分法で金融排除を捉える見方がかつては主流であったが（たとえばCarbo et al. 2005）、排除の境界が国や地域により相対的で、時代によっても変化するとの説（Anderloni and Carluccio 2007）、実態はより複雑で、金融機関は多種多様であり、顧客は細かく階層化されていて（Marron 2013）、「金融排除」よりも「金融生態系」のほうが実態を正確に表現できる（Appleyard et al. 2016）とか、銀行へのアクセスと銀行以外の金融へのアクセスは必ずしも連動していないとの説（Birkenmaier and Fu 2018）も登場している。銀行の金融サービスが常に他の金融サービスに比べて有利で望ましいとは限らない（たとえば銀行の当座貸越手数料が法外に高いとの批判もある）ので、固定的な二分法には限界がある。

「排除」の語には、金融機関から利用を拒絶されるという印象があるが、ある種の消費者のニーズや条件に合った適切な商品・サービスを提供しないことで、実質的に消費者の利用を排除することを意味する。あるいは、金利や手数料が極めて高いために返済や支払が行き詰まり、消費者の生活が破綻するとしたら、消費者に対して適切な金融サービスを提供していないという意味で「排除」だと捉える。このように金融商品・サービスの適切性という要素が、金融排除の定義に盛り込まれるようになった（Kempson et al. 2000, Regan and Paxton 2003, Anderloni and Carluccio 2007, Carbo et al. 2007）。したがって、金融商品・サービスの適切性に関する評価指標が重要となる。

他方、金融排除は、社会的排除の一種である。社会的排除は、就労からの排除（失業）、教育からの排除（低学歴）、住宅からの排除（路上生活）、社会関係からの排除（孤立）など多様な要素があり、これらの排除は相互に連鎖する性質を持っている。金融排除もこうした相互連鎖の環の中に位置づけられ、金融排除が他の社会的排除の原因になったり、金融排除の結果として他の社会的排除が生じたりする。たとえば、給与振込先の口座を持たないために就職ができなかったり、失業して収入が減少し、高金利の借金を背負って破産するといったことがある。Gloukoviezzoffは金融排除と社会的排除の関連に着目し、金融排除がもたらす社会的影響を定義に盛り込んだ（Gloukoviezzoff 2007）。

このように金融排除の概念は変化し続けているが、本論文では金融排除と社会的排除の関連を重視する立場から、「金融排除の過程は、金融へのアクセスや使用の困難に直面した人々が、所属する社会における通常の生活を営めなくなる過程のことである」(Gloukoviezoff 2011)の定義を採用する。

金融排除の形態としては、(A) アクセスからの排除、(B) 条件面の排除、(C) 価格面の排除、(D) マーケティングの排除、(E) 自己排除の5種類に分類されている(Kempson et al. 2000, Carbo et al. 2005)。(A) アクセスからの排除は、銀行支店までの遠さや銀行の信用リスク評価などにより金融サービスにアクセスできないこと、(B) 条件面の排除は、担保や保証人、返済期限などの条件が合わないこと、(C) 価格面の排除は、金利や手数料、預金額の下限設定、生命保険料の積立額が高すぎるなど、(D) マーケティングの排除は、低所得者などが銀行から金融商品の営業を受ける機会が少なく機会を得られないこと、(E) 自己排除は、銀行にアクセスしてもおそらく利用を断られると思って、初めからアクセスを諦めることであり、金融知識の欠如・不足や、銀行への不信感が背景にあるとされる。

(3) 先進国と途上国

金融包摂(financial inclusion)は金融排除の対概念で、金融排除を解消し、適切な金融サービスの人々に提供することを意味し、金融排除と金融包摂は表裏一体のはずであるが、先進国と途上国とは、これらの概念に少なからず違いがあることも確かである。

上記で説明した金融排除の背景と概念は1990年代以降の欧米諸国の現実を踏まえたものであった。すなわち、金融自由化による金融機関の競争激化や、高度な金融サービスの普及、福祉国家の後退と労働市場の再編を背景として欧米で金融排除が生じた。大多数の人々に金融サービスの恩恵が普及する一方、一部の消費者に深刻な金融排除の影響が現れているというのが、先進国における金融排除問題の基本的な構図といえる。

他方、2000年代以降途上国でも金融包摂に関する言説が現れ始め、2008年の世界的な金融危機を契機として、途上国における金融包摂の促進が世界的にブームの様相を呈している。かつて金融サービスに縁のなかった多くの人々に、ITとブロックチェーン技術(一般に金融と技術をかけ合わせた造語「フィンテック」)を用いて低コストで効率的に金融サービスを提供することで、低所得者層の生活の向上を図るのである。その典型が、携帯電話を用いた送金やキャッシュレス決済である。2008年以降APEC(アジア太平洋経済協力)やG20の経済政策に金融サービスの普及が盛り込まれ、さらに持続可能な開発目標(SDGs)の目標にも金融包摂が掲げられた(目標8.10「国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する」)。世界銀行によれば、2011年から2017年までの6年間に銀行口座(モバイル口座を含む)の保有率は世界全体で51%から69%に上昇し、なかでもサブサハラ・アフリカ諸国におけるモバイル口座の普及は顕著なものがあつた(Demirgüç-Kunt et al. 2018)。

先進国と途上国の状況は一見大きく異なるが、発展段階論的に捉えれば、本質的に両者は共通していると言える。すなわち金融資本が主導する金融サービスの大衆化と日常化であり、多くの人々の日常生活の中で料金の支払いや賃金の受け取り、家計管理、借入と返済、保険や年金といった多

様な金融サービスの利用が浸透し、巨大な金融システムの中に組み込まれて、否応なくその影響を受けるようになる。こうした社会生活における金融化の進展が多くの人々に生活の利便性をもたらす一方で、金融システムへの適応が困難な層や逸脱する層が社会生活の困難を経験する。現時点では、途上国では金融包摂は貧困層に益をもたらす善きものと認識されているようだが、金融化が極限まで進んだ暁には、現在の先進国が直面する金融排除の問題を、程度の差はあれ経験することになるかもしれない。以下、本論文では日本との類似性が比較的高い先進国における金融排除問題に焦点を当てて、その現状と政策対応を概観したい。

2 欧米諸国における金融排除・金融包摂

(1) イギリス

イギリスにおいては、1995/96年の政府統計によると国内の150万世帯（全体の7%）が銀行の金融サービスを全く利用しておらず、440万世帯（全体の20%）はわずかししか利用していなかった（Kempson and Whyley 1999）。金融サービスを全く利用していない「金融排除層」の大多数は独身、公営住宅入居者、無職者、生活保護受給者という属性であり、貧困地域に偏在していた。Kempsonらは、金融排除層の主な属性、金融排除に至った要因や背景、利用している金融サービスの種類、金融排除による影響などを分析し、政府に対して金融包摂策を提言した。

労働党政権は1998年、社会的排除問題に取り組む政策行動チーム（PAT）に政策を諮問したが、その中で金融排除問題を担当したPAT14は1999年に、クレジットユニオンによる金融サービスの促進、家賃付帯保険の拡大・活用、銀行・郵便局の基礎口座の普及、消費者への助言や金融教育、金融包摂策のモニタリングを勧告した。

政府はPAT14の勧告を受けて金融包摂策を実施したが、なかでも成功したとされているのが基礎口座の普及であった。社会保障の給付を現金から口座振込に切り替えるとともに、口座開設にあたっての身分証明の手続きを簡素化し、また全国銀行協会と郵便局の協力を取り付けて、低所得者や社会保障受給者を中心とした金融排除層への口座普及を図った（Reagan and Paxton 2003, Datta 2012）。その結果、基礎口座を持たない人口は2002/03年の357万人（全人口の8%）から2008/09年の154万人（同3%）に減少した（Datta 2012）。ただ、口座の普及は政府の社会保障給付の経費削減に主眼が置かれていた面は否めない。また、口座を開設した人が、口座を入口として、貯蓄・決済や融資など銀行の多様な金融サービスを幅広く利用するという政府の想定は実現しなかった（Datta 2012）。

このほか、クレジットユニオンやコミュニティ開発金融機関（CDFI）の振興、貯蓄の促進（預金積立に対する非課税や補助金）、金融教育や金融に関する相談・助言といった金融包摂策を実施したが（詳細は小関2016）、口座開設ほどには成果を挙げることなく、2010年の政権交代に伴い、これらの政策は原則として2011年末までに終了してしまった（金融の相談・助言は保守連立政権下で存続）（Datta 2012）。

(2) ヨーロッパ諸国

大陸ヨーロッパ諸国においても、金融の規制緩和と銀行間の競争激化、福祉国家の後退などを背景として、1990年代以降銀行は顧客を選別・階層化し、その結果金融排除が生じた（Carbo et al. 2005）。ただし、EU域内でも国による違いがあり、銀行の基礎口座（預金・支払・振込・小切手の換金など基礎的な金融サービスを利用できる口座）を持つ成人人口の割合が90%以上という極めて高い国（フランス、北欧諸国など）と、50～80%台という比較的低い国（ギリシア、中東欧諸国など）がある。口座保有率には各国の歴史的・制度的背景があり、たとえばフランスやスウェーデンでは、経済生活には銀行口座の利用が不可欠で、政府が全国民に口座の開設を権利として保障しているために保有率が高い。イタリアでは低所得層の人々が銀行よりも郵便局で口座を開くのを好む傾向があり、スペインでは貯蓄銀行が低所得者やマイノリティ・移民に金融サービスを提供したり、アイルランドではクレジットユニオンが多数存在していたりと、銀行に代わる金融機関が普及しているので、口座保有率の多寡だけで金融排除の程度を測ることはできない（Carbo et al. 2005, Anderloni and Carluccio 2007）。

金融包摂にいち早く取り組んだのはフランスで、銀行の業界団体は1992年に基礎口座の提供を憲章でうたったが、銀行の自主規制に任せておくだけでは、口座開設を断られる事例が後を絶たず、口座提供の実効性が乏しかったため1998年に政府が反排除法を制定し、国民の「口座への権利」を保障した（Carbo et al. 2005, Anderloni and Carluccio 2007）。政府や銀行業界の果たす役割は国によってまちまちだが、(A) 銀行の自主規制に任せる、(B) 政府が銀行と消費者の仲介役として利害調整を行う、(C) 政府が立法者として銀行に口座開設などの行動を義務づけるというようにおおそ類型化されている（Carbo et al. 2005）。

銀行による基礎口座の提供以外では、ヨーロッパ諸国は銀行以外の金融機関（クレジットユニオン、貯蓄銀行、郵便局、ソーシャルバンクなど）が銀行のサービスを補完・代替することも多いので、それらの金融機関への支援促進も政策課題となっている。

過剰債務問題も深刻な問題である。消費者金融に対する規制の緩い国では、高金利の消費者金融から借りて生活費を賄うことで家計が破綻する人々が少なくなかった。そのためイギリスでは低金利の融資提供や、家計・融資に関する相談・助言・教育といった対策がとられた。他方、国全体が長年慢性的な貧困状態にあった中東欧諸国、なかでもルーマニアやブルガリア、ハンガリーは公的福祉サービスの民営化や縮小のため、家賃や公共料金の滞納、消費者金融からの借入という形で消費者が多額の債務を負っていた。アイスランドやアイルランドのように、世界的な金融危機以前に住宅バブルを迎え、その後の金融危機で住宅ローンの返済に行き詰まった例もあれば、ギリシアやイタリア、スペインのように政府の財政難のため公的福祉支出が減少し、家計の負債が増えた例もある（Kempson 2015）。中東欧諸国では、公的福祉サービスの民営化と縮小や低い経済成長率、高い失業率、低い銀行口座保有率、消費者金融に対する強力な規制の欠如などを背景として、消費者金融の利用はEU平均の2倍を超えており、特に低所得者が高金利の借入に依存する構造になっている（Burton 2017）。過剰債務問題に対しては、破産法制の整備といった法的救済（Domurath 2015）とともに、適切な融資手段の提供や金融教育（Gloukoviezoff 2011）などの対策の必要性が指摘されている。

(3) アメリカ

アメリカは先進国の中でも銀行を利用しない世帯数が比較的多いが、連邦預金保険機構（FDIC）が隔年で発行している統計によれば、経済状況の改善を背景として、口座を持たない世帯は2011年の8.2%をピークとしてその後は漸減しており、2017年には6.5%であった。また、口座を持っていても銀行を利用しない世帯も同様に、2011年の20.1%から2017年の18.7%に減少した（FDIC 2018）。口座を持たない・利用しない世帯の多くは黒人やヒスパニックをはじめとするマイノリティで、年齢構成では若年層（34歳以下）が比較的多い。口座を持たない最大の理由は「口座を維持するだけのお金がない」（52.7%）、次いで「銀行を信用していない」（30.2%）となっている。銀行が一定以下の預金額の口座から口座維持手数料を徴収することや、口座からの引き落としで残高が不足した際に課せられる当座貸越の手数料が極めて高くかつ不透明であることに対しては根強い批判があり（Servon 2017, Baradaran 2015）、低所得者からの不信感を買っていることがうかがわれる。

若年層は平均の貯蓄額が約1,000ドルしかなく、しかも高等教育の教育費の借入や住宅の購入など資金需要が大きいため、大多数（85%）が何らかの借金を抱えており、その平均額は6万ドルにのぼるといふ（Friedline and West 2016）。

Morduchらはアメリカの都市部・農村部に住む235世帯の中間所得層を対象にファイナンシャル・ダイアリー調査を行ったが、その結果、中間所得層も極めて不確実な雇用・就業状況に置かれており、収入が不安定で、貯蓄をする余裕がなく、常に借りては返すの繰り返しという自転車操業状態に陥っている人が多いことがわかった（Morduch and Schneider 2017）。収入が不安定で貯蓄がないため、消費者金融からの高金利の借入に依存せざるを得ず、しかも個人開発口座（IDA）のような貯蓄プログラムに定期的に積立をする余裕もない人が多いという。

アメリカにおける金融包摂政策は、地域再投資法（CRA）、基礎口座の提供、低所得クレジットユニオンやコミュニティ開発金融機関（CDFI）への支援などが挙げられるが、これらの政策によってどれだけ金融包摂が進んだのかの検証は充分行われていない。

(4) 研究動向

欧米各国における金融排除の状況と金融包摂政策を概観すると、金融サービスの普及や銀行間の競争激化、福祉国家の後退や不安定雇用の増加といった共通項がある一方で、国による状況や政策には少なからず違いもある。金融排除の要因はマクロな社会経済的な側面（雇用情勢や金融規制など）と個人的な側面（金融知識や行動パターンなど）が絡み合っているため、金融包摂のためには国や時代に合った複合的な解決策が求められる。

以下では、金融排除・金融包摂をめぐる研究の動向を整理しておきたい。金融排除の研究はLeyshon and Thrift (1995)を嚆矢とし、イギリスから次第に欧米諸国や途上国にも広がっていった。Leyshon and Thrift (1995)は銀行支店の閉鎖による金融の「地理的排除」を提起し、その後のKempson and Whyley (1999)以降は金融排除層の属性や金融排除の理由・過程・結果などの研究に広がったという見方が一般的である（Collard 2007, Datta 2012）。しかし、それだけでは2000年代以降の研究動向を説明できていない。筆者はWeb of Scienceのデータベースで金融排除

ないし金融包摂をキーワードとする英語論文を検索し、図書も加えながら研究動向の整理を試みた。

地域別にみると、当初はイギリスやアメリカに限定して金融排除研究が始まったが、その後、欧米諸国における金融排除の状況や金融包摂政策を地域横断的に把握しようとする研究が2000年代半ば頃（世界的な金融危機の前まで）に多く現れた（Carbo et al. 2005, Anderloni and Carluccio 2007 など）。イギリス・アメリカを対象とした金融排除研究は現在に至るまで続いており大きな割合を占めるが、2000年代後半以降は、ヨーロッパ／EUレベルの金融包摂政策に関する研究や、国レベルでの金融排除・金融包摂の事例研究（アイルランド、イタリア、スペイン、オランダ、ポーランドなど）も進み、近年はBurton（2017）のように中東欧諸国に着目し、消費者金融の国際比較を行う研究も現れた。欧米以外の先進国ではオーストラリアやニュージーランド、カナダにおける研究も現れている。2010年代以降には途上国におけるフィンテック関連の金融包摂の研究が現れ始め、2010年代半ば以降はインドやサブサハラ・アフリカ諸国など途上国の金融包摂研究が爆発的な勢いで急増して、短期間のうちに先進国の研究を量的に圧倒するに至っている。

研究テーマの広がりとしては、先進国においては以下のように多様化が進んでいる。

- (A) 金融排除の概観：金融排除をもたらす要因、金融排除層の属性、自己排除、クレジット・スコアリング（信用度の点数化）、社会的排除と金融排除の関連、国別の背景事情
- (B) 地理的排除：銀行支店の撤退、金融への地理的なアクセスの不平等性、農村やインナーシティにおける金融
- (C) 金融業界：金融のグローバル化、銀行間の競合、銀行間の合併、社会生活の金融化（金融排除の背景を研究）
- (D) 移民・民族・宗教：移民やマイノリティに対する金融排除、移民やマイノリティによるインフォーマル金融や送金、人種間差別、イスラム金融
- (E) 金融包摂政策：政府やEUによる銀行への規制／規制緩和、金融包摂促進策
- (F) 金融リテラシー／ケイパビリティ、金融教育
- (G) 包摂的な金融機関：クレジットユニオン、貯蓄銀行、ソーシャルバンク、コミュニティ開発金融機関（CDFI）、マイクロファイナンス
- (H) 個別の金融サービス：消費者金融、過剰債務問題、教育ローン、預金、保険
- (I) その他：零細企業融資、電子マネー、銀行の企業社会責任、資産形成、歴史など

金融排除・金融包摂に対する研究アプローチは極めて学際的である。経済地理学の観点からは地理的排除に着目し、金融論の立場からはクレジット・スコアリングやデジタル金融のあり方を研究し、ソーシャル・ファイナンス研究はクレジットユニオンや貯蓄銀行の果たす役割や意義を論じ、社会政策学や社会福祉学は貧困や社会的排除との関連で金融排除が個人の厚生にもたらす影響を分析し、金融包摂政策を考察する。金融排除・金融包摂研究の学際性は、金融排除問題の要因の複雑さや解決策の多様さを反映したものといえよう。

3 日本における金融排除・金融包摂

(1) 金融排除の状況

前節までは海外における金融排除・金融包摂を概観してきたが、本節では日本の問題状況やそれに対する政策、研究動向についてみていきたい。

金融排除をどう定義するかによって議論は根本的に変わり得るが、銀行などフォーマルな金融機関に口座を保有しているという点では、国民の98%が口座を保有しており (Demirgüç-Kunt et al. 2018)、アメリカの93%やフランスの94%より高く、最も金融包摂が進んだ国の一つということになる。岡村 (2006) は、日本においては預貯金口座を開設できないために基本的な金融サービスから排除されるという問題は深刻ではない、との認識を示した。銀行が口座維持手数料を徴収せず、基本的に口座維持の費用がかからないことが一因であろう。ただ、口座を保有していない残り2%をみると、たとえば定住所のない路上生活者や、DVの加害者から身を隠している被害者などが存在しており、こうした少数の金融排除層は困っていても声を上げづらい立場にあると考えられる。

銀行の立地等によって金融サービスが利用しづらくなるという地理的排除の問題については、1990年代末から2000年代初めに金融自由化の影響で銀行の統廃合が進み、支店やATMの数が減少するとともに地理的分布の偏りが顕在化した (田尻 2003, 近藤 2007)。農業協同組合の店舗数は、1990年代の約17,000店舗から2012年には約8,700店舗へと半減し、都市銀行や信用金庫などは1990年代のバブル崩壊から2000年代前半にかけて店舗を統廃合した (西原 2015)。また2000年代前半に小泉政権下での郵政民営化の議論の際に、郵政事業が民営化すれば採算のとれない過疎地から簡易郵便局が撤退し、その地域唯一の金融サービスが消えてしまうことが懸念された (田尻 2010)。結果的には、郵政民営化にあたってユニバーサル・サービスが義務づけられ、過疎地の郵便局は存続し得た。近年は経費削減のため銀行の支店がATMに置き換わり、さらにネットバンキングの普及に伴い、銀行独自のATMがコンビニエンスストア内のATMに置き換えられるようになったため、現金の預け入れや引き出しはATMで手軽にできるものの手数料がかかり、また支店での手続きは不便となった。こうした変化は、ネットバンキングを利用できない情報弱者や、営業時間内 (ないし手数料無料の時間帯) に銀行店舗・ATMにアクセスできない交通弱者に対する排除を生み出している恐れがある。

金融機関への地理的なアクセスという次元を超えて、個々の金融サービス (貯蓄、融資、保険など) について、金融排除はどのように生じているのか。

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査] (2018年) によれば、口座を持たない世帯は0.6%と極めて少ないが、金融資産を保有していない世帯は22.7%で、年間収入の多寡によってはっきりと違いがある (年収300万円未満の世帯は34.8%に対し、年収1,200万円以上の世帯は3.8%と約10倍の開きがある)。年齢別に金融商品 (預貯金、信託、保険、債券、株式、投資信託など) の保有額をみると、20~30歳代の保有額が少なく、60歳以上に偏っている。年収や年齢によって必ずしも消費者が明示的に排除や差別を受けたという意味ではなく、あるいはいかなる原因で金融資産の偏在が生じているのかはこの数値だけでは判断しきれない。だ

がこの統計からわかることは、口座普及率がいくら高くても、何らかの経済的・社会的要因により、金融サービスの利用という点では一定の人々には結果的に金融排除が生じている恐れがあるということである。

生活資金や住宅資金が必要になった際に法外に高い金利や手数料を要求されたり、必要な額を必要な時期に借りられないために進学を諦めざるを得なくなったりするのは、適切な融資サービスから排除されている、というように考えると、いわゆる多重債務問題や奨学金問題は金融排除の一つに位置づけられる。1970年代後半から消費者信用市場が拡大し、当時サラリーマン金融ないし団地金融と呼ばれた消費者金融（貸金業者）が台頭した。1978年には全国サラ金問題対策協議会が設立され（後年、全国クレジット・サラ金問題対策協議会に改称）、朝日新聞が「サラ金問題」特集を連載して、多重債務問題が社会問題として大きくクローズアップされた。複数の貸金業者から自転車操業的に借りては返すことを繰り返すため多重債務問題と呼ばれるが、複数かどうかはともかく、自力で返済できる範囲を超えて多額の借金を負って生活が破綻することが問題といえる。

貸金業者の問題は俗に「サラ金三悪」と呼ばれる高金利、過剰貸し付け、暴力的な取り立ての三つとされ、特に金利については度重なる出資法改正により109.5%、73%、54.75%、40.004%、29.2%、20%へと段階的に引き下げられてきた。銀行はリスクの低い顧客に低金利で融資するのに対し、貸金業者はリスクの高い顧客に対して高金利で融資してきた。貸金業者やクレジットカード会社は、銀行から排除された人々の資金需要の受け皿として機能してきた面は否定できない。低所得で十分な資産や貯蓄がない脆弱な人々にとって、何らかの事情で収入が突然途絶えたり、急な支出に見舞われたりした場合、資金不足を埋め合わせて当面の困難を乗り切るための選択肢は限られている。身近に頼れる親戚や友人がいなければ、高金利であることを承知しつつも、借金に依存せざるを得ない（鳥山2002）。

貸金業の上限金利を20%に引き下げ、借金額を年収の3分の1以下に制限し（＝総量規制）、貸金業者への規制を強化した改正貸金業法が2006年に成立し、2010年に完全施行した。これにより多重債務問題はいったん沈静化したかにみえたが、貸金業法の規制の対象外である銀行がカードローンを発行し、年収要件なしに多額を貸し付けるようになり、2015年以降は、それまで減少傾向にあった自己破産件数が再び上昇に転じた。貸金業者に代わって過剰貸し付けを始めた銀行に対して、日本弁護士連合会が「銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書」などで批判の声を挙げた。

2000年代後半以降、多重債務問題は次第に生活困窮問題へと変質してきたと指摘されている。貸金業法改正までの多重債務問題は、貸金業者による高金利や過剰貸付が元凶だとみなされていた。貸金業法改正で上限金利の引き下げや総量規制を導入してみると、こんどは低所得による生活費の不足から税金・公共料金・家賃の滞納が目立つようになった。2008年の金融危機に端を発する不況でこうした傾向に拍車がかかった。料金の滞納も一種の借金であるが、債務整理の対象にはなじまず、しかも滞納によってライフラインを止められたり、住宅を追い出されたり、給料や預金を差し押さえられたり、さらに滞納のため信用情報機関の事故情報に掲載されたりする。消費者信用生活協同組合（以下、信用生協と略称）の相談者の中で、年収200万円以下の相談者が全相談者の6割近くを占め、また貸金業者からの借り入れに代わって家賃や公共料金、教育費の滞納が増加したという（上田2012）。収入も資産もなく、誰からも借りられず（返せる見込みもない）、しか

も精神疾患や依存症などを抱えているような場合、本来であれば生活保護の対象となるはずであるが、実際には保護から排除され、借金や滞納として問題が顕在化しているといえる。

貸与型奨学金も金融排除の観点から考察の必要がある。そもそも政府が給付型奨学金ではなく貸与型奨学金のみを用意し、しかも1999年以降有利子型を急激に増やしてきたことから、奨学金に依存せざるを得ない世帯は金利負担を余儀なくされたわけだが、保証人を見つけれず利用を断念する人が多く、また奨学金を借金とみなされて銀行から別の借金をできなくなることもあるという（鳥山2012）。奨学金を借りても卒業後に非正規の職にしか就けず、返済できずに自己破産に追い込まれる例や、保証人である家族や親戚にも破産が連鎖する例があるといわれる。世界的にみて、日本は教育費の家計負担割合が極めて高い国であり、また低賃金で不安定な非正規雇用が増えている。政府は近年、給付型奨学金制度を設けたり、無利子の貸与型奨学金を少し増やしたりはしているが、給付型や無利子型の受給基準は住民税非課税世帯かつ高い学力水準など、対象は極めて限られている。貸与型奨学金は確かに低金利であるものの、多くの一般の学生にとって有利子の貸与型奨学金しか選択肢がないというのは、適切な融資を利用できないという点で金融排除の側面があるのではないか。

本論文では消費者を対象とした金融排除に焦点を当てており、事業資金の投融资は対象外であるが、日本で「金融排除」という言葉が一般に用いられたのはむしろ中小企業融資の分野だったので、ごく簡単に触れておきたい。森信親金融庁長官（当時）は2016年、「日本型金融排除」すなわち担保力の低い中小企業が銀行から資金を調達しにくいという問題の実態把握を方針に掲げた。それを契機として、『金融排除』（橋本2018）が出版されるなど、金融排除に関する議論が活発化した。この議論では、銀行が担保や保証に過度に依存した融資判断を行い、事業の収益力や将来性を「目利き」できていないといった問題を指摘した。担保や保証を十分に提供できないけれども収益力や将来性のある中小企業が、金融排除にあっているという意味である。したがって金融包摂のためには、銀行が「事業性評価」に舵を切るべきであり、それが銀行自身の生き残りにとっても不可欠だと主張であった。

（2）金融包摂政策

国内における近年の金融包摂政策として第一に挙げられるのは、2007年4月に始まった政府の多重債務問題改善プログラムであろう。改正貸金業法の成立（2006年）を受けて内閣に設置された多重債務対策本部が同プログラムを決定した。改正貸金業法は上限金利の引き下げと総量規制の導入にふみきったが、その当時貸金業者から1件でも借りている人は1,400万人、5件以上から借りて3か月以上延滞している人は130万人と推計された。貸金業者からの借金を抱えた人を対象とした対策が必要ということで、このプログラムは「丁寧な事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化」「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の提供」などの対策を掲げた（横沢2008）。消費者に対しては家計相談、セーフティネット貸付、金融経済教育の三つが挙げられている。

セーフティネット貸付は直接的な金融包摂の手段といえるが、その最大の意義は債務整理後の生活再建を支援するところにある。かつて多重債務者にとって債務から逃れる方法は自己破産しかな

かったが、2000年前後に個人再生や特定調停など、債務整理の法的選択肢が整備されてきたこと、またグレーゾーン金利が解消したこともあって、まずは債務を圧縮してから残債を返済するという債務整理方法が確立した。だが債務整理や自己破産によって過去の債務を返済できたとしても、信用情報機関に事故情報（いわゆるブラックリスト）が掲載され、5年ないし10年間は金融機関からの新たな借り入れが事実上不可能となる。そのため、債務整理後の生活再建に必要な生活資金を融資する必要性が生じる。それがセーフティネット貸付の主な役割だが、必ずしも貸付だけで解決するわけではない。多重債務に至った原因としての失業や疾病などの問題を解決しないと再び苦境に陥る恐れがあるため、家計相談が貸付の前提条件となっている。

多重債務問題解決プログラムにおける家計相談やセーフティネット貸付のモデルとなったのが、信用生協における取り組みであった。1969年に設立された信用生協は全国で唯一、信用（融資）事業を専業とする生協であり、岩手県盛岡市に本部を置き、現在岩手県・青森県全域で事業を展開している。信用生協はサラ金問題が社会問題化した1980年代以降、自治体や弁護士会、地元の銀行などと幅広く連携しながら多重債務者の生活再建のため家計相談と債務整理、低金利融資への借り換えを進めてきた。また、様々な金融詐欺事件の被害者救済にも尽力してきた。

信用生協の経験に学んで、2000年代後半から2010年代半ばにかけて東京、千葉、福岡、宮城などでも主に生協が家計相談とセーフティネット貸付を行う事例が登場した。日本生協連もこうした事業を全国に幅広く展開しようとした。市民間の相互扶助は生協の理念に適っており、政府の多重債務対策とも一致していた。しかし現時点では、それ以上に幅広く普及展開する見通しは立っていない。その主な理由としては、家計相談と貸付の事業が生協組合員の理解を得るまでに時間と労力を要することに加え、採算面で厳しいこと、信用事業の生協を設立するには出資金5,000万円以上が必要のために設立が事実上困難であること、が挙げられる。

低所得層が貧困に陥ることを防ぐために生活福祉資金や母子寡婦福祉資金といった公的な福祉貸付制度が設けられている。これらの貸付制度は低金利だが、生活福祉資金は住民税非課税世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に限られ、母子寡婦福祉資金は保証人を必要とすること、さらに運営する自治体や社会福祉協議会によって扱いに温度差が大きいこと、認知度が低いなど多くの問題を抱えており、結果的に多重債務を防ぎ得ず（岩田1990）、多重債務者の救済にもつながらなかった（佐藤2012）との批判が根強い。住民税課税世帯であっても生活に困窮している場合や、非正規就労で所得が安定しない場合、料金の滞納や債務を抱えている場合などは、福祉貸付制度を利用できない。

前述のように、2000年代後半以降は多重債務問題から生活困窮問題へと変質した。生活保護世帯数は年々急増し、2015年度の被保護世帯数は162.9万世帯（1か月平均；保護率32.4%）となった。政府は生活保護に至る前の自立支援策として生活困窮者自立支援制度を創設した（2015年4月施行）。自立支援事業のメニューには任意事業として「家計相談支援事業」が盛り込まれ、生活困窮者の家計再建に向けた相談支援や、貸付のあっせんを行うものとされた。これに伴い生活福祉資金との連携強化も図られ、生活福祉資金の貸付にあたっては原則として自立相談支援事業の利用が必要となった。2018年の法改正で「家計相談支援事業」を「家計改善支援事業」に改称し、実施を努力義務とした。厚生労働省は2022年度までに全自治体で家計改善支援事業の実施を目指すとしている。ただし、そうした支援事業がセーフティネット貸付とどの程度連携して対応し得るの

かは課題として残されていると思われる。

（3） 研究動向

「国立国会図書館サーチ」と「CiNii Articles」を用いて、「金融排除」ないし「金融包摂」のキーワードで国内の論文・記事を検索した。日本経済新聞でも同じキーワードで記事を検索した。

2000年から2012年までの金融排除研究の動向は野田（2014）に譲り、2013年以降に「金融排除」をキーワードとする論文・記事を見ると、上記の野田（2014）のほか、2008年の金融危機をジェンダー不平等の観点から分析した足立（2016）、韓国における金融排除と政府の政策を論じた梁（2016）があり、また2016～18年には「日本型金融排除」に関する実務的な記事が集中している。他方、「金融包摂」をキーワードとする論文・記事は2006年に初登場する。2018年に日本協同組合学会大会で「協同組合と金融包摂」をテーマとした報告があり、信用金庫や生協などを扱った論文が7本と、郵便ネットワークの金融包摂効果を論じた論文が1本あったが、それ以外の「金融包摂」に関する論文・記事はいずれも海外の事例紹介であった。海外の事例紹介は、アメリカ・イギリスにおける貧困対策と、途上国におけるフィンテックを活用した金融包摂事業とに大別できるが、特に2016年以降は途上国の金融包摂事業が中心を占めるに至った。日本経済新聞の記事も同様の傾向であった。

2000年以降の研究動向や言説からわかることは、論文・記事の量的な少なさに加え、海外の事例紹介が大部分を占めており国内の現状を本格的に分析した研究が限られていること、金融排除・金融包摂の概念や理論に関する研究が蓄積されず、その時々状況（金融ビッグバン、多重債務、日本型金融排除、フィンテックなど）によって金融排除・金融包摂の用語が意味する内実や関心事が影響を受けて変化し続けていることである。また、野田（2014）が指摘するように、金融論・経済学的なアプローチに偏り、社会福祉・社会政策との関連がほとんど議論されてこなかった。

他方、社会福祉学、特に貧困研究においては、実質的に金融排除に関する研究が行われていた。紙幅の都合上個別の内容は割愛するが、生活保護制度における金融サービス利用の制限、公的手当・年金のまとめ支給による家計への影響、国民年金の未加入・未納や国民健康保険の滞納、生活福祉資金・母子寡婦福祉資金の制度上・運営上の課題、多重債務問題、奨学金の返済問題などをめぐり、岩田（1980）をはじめとして1980年代以降研究や議論が続いてきた。これらは社会福祉の政策・制度との関連で議論される一方、金融論や経済学との関連は意識されていなかった。金融と福祉の学際的な研究は今後の課題といえよう。

4 研究・政策への示唆

前節では日本の金融排除の現状として、金融機関の地理的分布の偏りや、金融資産保有者層の偏在、多重債務問題などを取り上げた。しかし、実はこれらの問題はあくまでも金融排除の蓋然性を示唆しているに過ぎない。統計上、金融機関から地理的に離れた場所に住み、金融資産を保有しない人々が一定存在していたとしても、その人々がそのことによって生活にどのような不利益をこうむっているのか、他の社会的排除とどのような因果関係にあるのかは必ずしも明確ではなく、推測

に任せるしかない。

金融包摂政策として取り上げたセーフティネット貸付や福祉貸付制度についてみると、たとえば生活福祉資金の貸付対象者は住民税非課税世帯や障がい者世帯・高齢者世帯に限定しており、その条件に当てはまらない世帯は利用できない。セーフティネット貸付を実施している地域も限られている。したがって、どの金融サービスからも制度上排除される人が存在するであろうことは指摘できるが、そうした制度の狭間や制度運用上の欠陥を指摘するだけでは、具体的にどのような人々がいかなる困難な状況に置かれて、金融サービスを利用できないために深刻な不利益をこうむっているのかという問題状況を示し得ない。

他方、多重債務や自己破産はあくまでも現象レベルの問題であって、その背後にある諸問題や全体像を分析しなければ、金融排除のメカニズムは充分解明できない。債務整理によって信用情報機関に事故情報が登録され、その結果金融機関から借りられなくなるといったシステム上の排除は、比較的わかりやすい。しかし、貸金業者やクレジットカードからの高金利の借金、税金や公共料金・保険料・家賃の滞納に至った過程に目を向ければ、低賃金・不安定就労による生活費の不足や、失業、精神疾患、発達障害、各種の依存症、ドメスティック・バイオレンス、家族の介護などの原因があるとも指摘されている。

多様化が進む日本社会において、ひとりひとりが直面している状況は大きく異なる。日本語の識字能力が低い外国人住民が、日本語の契約書を理解できなかつたり、老親の介護のために退職して病気治療のために多額の借入をしたり、あるいは買い物依存症やゲーム依存症で支払い能力をはるかに超えた出費を繰り返したり、親会社の倒産の影響を受けて自らも破産し路上生活になったりと問題は多様である。

親戚・友人・近隣との相互扶助のコミュニティが有効に機能すれば、何らかの困難に見舞われても、高金利の借金に走らずに済むかもしれない。債務整理後の生活再建でも、インフォーマル金融が充分にあれば金融排除の問題は顕在化しないだろう。しかし、相互扶助が機能するためのソーシャル・キャピタルが弱い社会では、フォーマル金融へのアクセス・利用ができないことは致命的な影響となり得る。

日本で金融排除がどのように生じていて、人々の生活にどの程度深刻な影響をもたらしているのか。問題の予防や救済のためにはどのような条件の金融サービスが求められるのか。日本で金融包摂策としてマイクロファイナンスを提供する可能性はどの程度あるのか。あるいは、そもそも生活の困難に直面した世帯が借金に依存しなくても済むような公的支援や、多重債務者の抱える根本的な問題（依存症など）の解決のための支援とは何か。政府・自治体や金融機関の果たすべき役割は何か。

こうした問いに答えるには、制度や統計などのマクロレベルからのアプローチだけではなく、地域で経済生活を日々営む個々の世帯が金融とどのように関わっているのか、いかなる困難や矛盾に直面しているのかをつぶさに見ていく必要がある。言い換えれば、ミクロなレベルで金融排除の多様な実態を明らかにした上で、それに対応したきめ細かな金融包摂政策を、他の社会的包摂策と関連づけて検討することが求められる。

日本において金融排除・金融包摂という視点から問題を見出し、対策を講じることの意味は、こ

れまで別々に論じられてきた個別の問題や対策（多重債務，福祉貸付，生活保護，生活困窮者自立支援，奨学金など）を金融という共通の軸で包括的に捉えるとともに，失業やホームレスなど他の社会的排除との関連を視野に入れて，金融排除を動的に把握し，より普遍的な対策を設計できるようになることであろう。

前述のように日本ではまだ金融排除・金融包摂に関する研究はあまり発展をみせておらず，概念の認知度は低く，実態調査も進んでいないのが現状である。実態を明らかにすることがまずは必要だと考えられる。

（こせき・たかし 明治大学経営学部教授，法政大学大原社会問題研究所嘱託研究員）

【参考文献】

- Anderloni, Luisa and Meneuele Maria Carluccio (2007) "Access to Bank Accounts and Payment Services", in : Luisa Anderloni, Maria Debora Braga, and Emanuele Maria Carluccio eds., *New Frontiers in Banking Services : Emerging Needs and Tailored Products for Untapped Markets*, Springer.
- Appleyard, Lindsey, Karen Rowlingson, and Jodi Gardner (2016) "The Variegated Financialization of Sub-prime Credit Markets", *Competition & Change*, 20 (5), 297-313.
- Baradaran, Mehrsa (2015) *How the Other Half Banks : Exclusion, Exploitation, and the Threat to Democracy*, Harvard University Press.
- Birkenmaier, Julie and Qiang Fu (2018) "Household Financial Access and Use of Alternative Financial Services in the U.S. : Two Sides of the Same Coin?", *Social Indicators Research*, 139 (3), 1169-1185.
- Burton, Dawn (2017) "Credit Inclusion and the Home Credit Market in Post-Communist Member States of the European Union", *Critical Social Policy*, 37 (3), 444-463.
- Carbo, Santiago, Edward P.M. Gardener, and Philip Molyneux (2005) *Financial Exclusion*, Palgrave Macmillan.
- Carbo, Santiago, Edward P.M. Gardener, and Philip Molyneux (2007) "Financial Exclusion in Europe", *Public Money & Management*, 27 (1), 21-27.
- Collard, Sharon (2007) "Toward Financial Inclusion in the UK : Progress and Challenges", *Public Money & Management*, 27 (1), 13-20.
- Datta, Kavita (2012) *Migrants and Their Money : Surviving Financial Exclusion*, The Policy Press, Bristol.
- Demirgüç-Kunt, Asli, Leora Klapper, Dorothe Singer, Saniya Ansar, and Jake Hess (2018) *The Global Findex Database 2017 : Measuring Financial Inclusion and the Fintech Revolution*, World Bank Group.
- Domurath, Irina (2015) "A Map of Responsible Lending and Responsible Borrowing in the EU and Suggestions for a Stronger Legal Framework to Prevent Over-Indebtedness of European Consumers", in : Hans-W. Micklitz and Irina Domurath eds., *Consumer Debt and Social Exclusion in Europe*, Ashgate.
- Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC) (2018) *2017 FDIC National Survey of Unbanked and Underbanked Households*.
- Friedline, Terri and Stacia West (2016) "Financial Education is not Enough : Millennials May Need Financial Capability to Demonstrate Healthier Financial Behaviors", *Journal of Family and Economic Issues*, Vol.37, 649-671.
- Gloukoviezoff, Georges (2007) "From Financial Exclusion to Overindebtedness : The Paradox of Difficulties for People on Low Incomes?", in L. Anderloni, M.D. Braga, and E. Carluccio eds., *New Frontiers in Banking Services : Emerging Needs and Tailored Products for Untapped Markets*, Springer.
- Gloukoviezoff, Georges (2011) *Understanding and Combating Financial Exclusion and Overindebtedness in Ireland : A European Perspective*, The Policy Institute, Ireland.
- Kempson, Elaine and Claire Whyley (1999) *Kept out or Opted out? : Understanding and Combating*

Financial Exclusion, The Policy Press.

- Kempson, Elaine, Claire Whyley, John Caskey, and Sharon Collard (2000) *In or Out? : Financial Exclusion : A Literature and Research Review*, Financial Services Authority.
- Kempson, Elaine (2015) "Over-Indebtedness and Its Causes across European Countries", in : Hans-W. Micklitz and Irina Domurath eds., *Consumer Debt and Social Exclusion in Europe*, Ashgate.
- Leyshon, Andrew and Nigel Thrift (1995) "Geographies of Financial Exclusion : Financial Abandonment in Britain and the United States", *Transactions of the Institute of British Geographers*, 20 (3), 312-341.
- Marron, Donncha (2013) "Governing Poverty in a Neoliberal Age : New Labour and the Case of Financial Exclusion", *New Political Economy*, 18 (6), 785-810.
- Morduch, Jonathan and Rachel Schneider (2017) *The Financial Diaries : How American Families Cope in a World of Uncertainty*, Princeton University Press.
- Regan, Sue and Will Paxton (2003) *Beyond Bank Accounts : Full Financial Inclusion*, Citizens Advice Bureau.
- Servon, Lisa (2017) *The Unbanking of America : How the New Middle Class Survives*, Mariner Books.
- 足立眞理子 (2016) 「金融排除／包摂とジェンダー——金融化された経済へのフェミニスト政治経済分析」『お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報』19号, 11-26頁。
- 岩田正美 (1980) 「家計分析における収入構造——わが国の家計収入構造の検討」『大阪市立大学生活科学部紀要』28号, 291-308頁。
- 岩田正美 (1990) 「社会福祉における「貨幣貸付」的方法についての一考察——世帯更生資金貸付制度をめぐって」
- 上田正 (2012) 「相談・貸付事業の新たな展開と被災者支援」『生活協同組合研究』434号, 29-38頁。
- 岡村秀夫 (2006) 「金融業におけるユニバーサル・サービスと金融排除問題」『研究助成論文』(ゆうちょ財団) 15巻, 1-24頁。
- 小関隆志 (2016) 「アメリカ合衆国におけるマイクロクレジット」佐藤順子編著『マイクロクレジットは金融格差を是正できるか』ミネルヴァ書房, 125-155頁。
- 近藤万峰 (2007) 「大阪府における金融機関の店舗減少の分析——地域間での比較を中心に」『愛知学院大学論叢商学研究』47 (3), 81-95頁。
- 佐藤順子 (2012) 「生活福祉資金貸付制度の改正が意味するもの——2009年10月改正を中心に」『佛教大学社会福祉学部論集』8号, 57-77頁。
- 田尻嗣夫 (2003) 「民間金融機関による小口・個人, 零細事業者・地域社会への金融機会の提供」・「わが国における金融排除の実態に関するアンケート調査結果」(財)郵便貯金振興会貯蓄経済研究室『金融排除に関する調査研究報告書』。
- 田尻嗣夫 (2010) 「標準化と地域特化の複合型金融サービスを」『JP総研 Research』9号, 3-15頁。
- 鳥山まどか (2002) 「母子世帯の家計に関する研究——動向と課題」『教育福祉研究』(北海道大学大学院) 8号, 1-11頁。
- 鳥山まどか (2012) 「家計に見る女性の困難——生活再生貸付利用者へのインタビュー調査から」『教育福祉研究』(北海道大学大学院) 18号, 1-14頁。
- 西原正浩 (2015) 「オムニチャネル時代——有人店舗の現状と将来像」NTT データ経営研究所『月刊金融ジャーナル』56 (3), 16-19頁。
- 野田博也 (2014) 「日本における金融排除研究の動向 (2000-2012)」『人間発達学研究』5号, 57-65頁。
- 橋本卓典 (2018) 『金融排除——地銀・信金信組が口を閉ざす不都合な真実』(幻冬舎新書) 幻冬舎。
- 梁峻豪 (2016) 「韓国における『金融排除』と国家介入の必要性」『大阪産業大学経済論集』17 (3), 215-229頁。
- 横沢善夫 (2008) 「改正貸金業と東京都における生活再生支援事業」『生活協同組合研究』388号, 25-31頁。